

別表第2（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

名称	事項	金額
1 確認申請手数料	法第6条第4項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	<p>確認申請1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じた床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額（申請に係る計画に法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに2の項に掲げる額の手数料を加えた額、法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの 5,600円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 9,400円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 146,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え、</p>

		<p>50,000平方メートル以内のもの 249,000円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの 474,000円</p> <p>ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築又は移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>ウ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>
2 特定建築基準適合審査手数料	法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの 156,000円</p> <p>(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 209,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 240,000円</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 319,000円</p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円</p>
3 建築設備の設置に	法第6条第4項の規定に基づ	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除

<p>関する確認申請手数料</p>	<p>く昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（4の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>く。） 9,600円  (2) 小荷物専用昇降機 4,300円  (3) (1)及び(2)以外の建築設備 9,600円</p>
<p>4 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料</p>	<p>法第6条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 5,400円  (2) 小荷物専用昇降機 3,300円  (3) (1)及び(2)以外の建築設備 5,400円</p>
<p>5 工作物の築造に関する確認申請手数料</p>	<p>法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（6の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>8,500円</p>
<p>6 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料</p>	<p>法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>4,300円</p>
<p>7 完了検査申請手数料</p>	<p>法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（10の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査</p>	<p>完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額（申請に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、8の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの 11,000円  (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 12,000円  (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 16,000円</p>

		<p>円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,000円</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 124,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 199,000円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの 396,000円</p> <p>ア 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>
8 建築設備の設置に関する完了検査申請手数料	法第7条第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（11の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 13,000円</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 8,600円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の建築設備 13,000円</p>
9 工作物の築造に関する完了検査申請手数料	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	9,600円
10 中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（当該申請が法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。11の項において同	完了検査申請1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額（申請に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につ

	じ。)の申請に対する審査	<p>いて、8の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの 9,900円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 36,000円</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 115,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 186,000円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの 383,000円</p> <p>ア 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>
11 中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料	法第7条第4項の規定に基づく昇降機(法第87条の4に規定するものに限る。)に関する完了検査の申請に対する審査	<p>(1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 13,000円</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 8,400円</p>
12 建築物に関する中間検査申請手数料	法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、13の項に掲げる額の手数料を加えた

		額) (1) 30平方メートル以内のもの 9,900円 (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円 (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円 (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円 (5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円 (6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 46,000円 (7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円 (8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円 (9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円
13 建築設備に関する 中間検査申請手数料	法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 12,000円 (2) 小荷物専用昇降機 8,300円 (3) (1)及び(2)以外の建築設備 12,000円
14 工作物に関する中 間検査申請手数料	法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	9,100円
15 検査済証の交付を 受ける前における建 築物等の仮使用認定 申請手数料	法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	126,000円
16 計画通知手数料	法第18条第3項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額（通知に係る計画に法第18条第4項ただし書の規定に基づき、

		<p>特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに17の項に掲げる額の手数料を加えた額、法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの 5,600円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 9,400円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 146,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 249,000円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの 474,000円</p> <p>ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を増築又は移転する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 （床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>ウ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは</p>
--	--	--

		<p>大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p> <p>エ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>
17 特定建築基準適合審査手数料	法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査	<p>特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 1,000平方メートル以内のもの 156,000円</p> <p>(2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 209,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 240,000円</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 319,000円</p> <p>(5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円</p>
18 建築設備の設置に関する計画通知手数料	法第18条第3項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合（19の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の通知に対する審査	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 9,600円</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 4,300円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の建築設備 9,600円</p>
19 適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料	法第18条第3項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 5,400円</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 3,300円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の建築設備 5,400円</p>



	設備を設置する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査	
20 工作物の築造に関する計画通知手数料	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(工作物を築造する場合(21の項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査	8,500円
21 適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する計画通知手数料	法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく工作物に関する計画(適合することを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査	4,300円
22 工事完了通知手数料	法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了(25の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査	<p>工事完了通知1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額(通知に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、23の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,000円</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 124,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</p>

		<p>199,000円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの 396,000円</p> <p>ア 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>
23 建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	<p>法第18条第17項の規定に基づく昇降機(法第87条の4に規定するものに限る。)又は法第87条の4において準用する法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する工事完了(26の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査</p>	<p>(1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) 13,000円</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 8,600円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の建築設備 13,000円</p>
24 工作物の築造に関する工事完了通知手数料	<p>法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査</p>	9,600円
25 中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料	<p>法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知(当該通知が法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。26の項において同じ。)に対する審査</p>	<p>工事完了通知1件につき、次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額(通知に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、23の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの 9,900円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 36,000円</p>

		<p>(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 115,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 186,000円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの 383,000円</p> <p>ア 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>
26 中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料	法第18条第17項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事完了の通知に対する審査	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 13,000円</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 8,400円</p>
27 建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	<p>特定工程工事終了通知1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、28の項に掲げる額の手数料を加えた額）</p> <p>(1) 30平方メートル以内のもの 9,900円</p> <p>(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え、</p>

		<p>2,000平方メートル以内のもの 46,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 104,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内のもの 167,000円</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超える もの 341,000円</p>
28 建築設備に係る特定工程工事終了通知手数料	法第18条第20項の規定に基づく昇降機（法第87条の4に規定するものに限る。）又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	<p>(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） 12,000円</p> <p>(2) 小荷物専用昇降機 8,300円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の建築設備 12,000円</p>
29 工作物に関する特定工程工事終了通知手数料	法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	9,100円
30 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	法第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	126,000円
31 道の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料	法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	50,000円
32 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	31,000円
32の2 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	36,000円
33 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	36,000円
34 道路内における建築認定申請手数料	法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	28,000円
35 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	160,000円

36 壁面線外における建築許可申請手数料	法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	160,000円
37 用途地域における建築等許可申請手数料	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000円
37の2 用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築又は移転の特例の許可の申請に対する審査	87,000円
37の3 用途地域における建築の特例許可申請手数料	法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例の許可の申請に対する審査	92,000円
38 特殊建築物等敷地許可申請手数料	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000円
39 建築物の容積率の特例許可申請手数料	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
40 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	36,000円
41 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	36,000円
42 建築物の敷地面積の制限の適用除外に	法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3	160,000円

係る許可申請手数料	項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	
43 建築物の高さの特例認定申請手数料	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	28,000円
44 建築物の高さの許可申請手数料	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
45 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
46 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制度の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円
47 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
48 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
49 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
49の2 特定用途誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
50 特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第60条の3第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
51 特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の制限の適用	法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の	160,000円

除外に係る許可申請手数料	申請に対する審査	
52 特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第67条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
53 特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
54 景観地区内の建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
55 景観地区内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円
56 再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円
57 再開発等促進区等内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
58 開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円
59 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計	法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円

画等の区域内の建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		
60 防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定申請手数料	法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	28,000円
61 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
62 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円
63 地区計画等の区域内の建築物の建蔽率の特例認定申請手数料	法第68条の5の6第1項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査	28,000円
64 予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
65 仮設建築物建築許可申請手数料	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	108,000円
65の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	195,000円
66 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が1又は2である場合にあつては82,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては82,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
67 既存建築物を前提として総合的見地か	法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等に	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場



ら設計した建築物の特例認定申請手数料	よる制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	合にあつては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
68 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
69 既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
70 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
71 一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
72 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消申請手数料	法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消の申請に対する審査	6,900円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額
73 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円
74 建築物の移転認定	建築基準法施行令第137条の	28,000円

申請手数料	16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	
75 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	28,000円
76 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	28,000円
77 建築物の用途を変更して一時的に興業場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興業場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	108,000円
78 建築物の用途を変更して一時的に特別興業場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興業場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	195,000円